

令和6年度 静岡県教育振興基本計画推進委員会

令和6年11月18日(月)

午後1時30分から3時30分まで

県庁西館4階第一会議室

次 第

1 開会

- (1) スポーツ・文化観光部長代理挨拶
- (2) 矢野委員長挨拶

2 議事

- (1) 静岡県教育振興基本計画(2022年度～2025年度)2024年度評価書(案)
- (2) 次期静岡県教育振興基本計画について

3 閉会

<配布資料>

- 資料1 静岡県教育振興基本計画(2022年度～2025年度)の2024年度評価
- 資料2 静岡県教育振興基本計画(2022年度～2025年度)の2024年度評価書案
- 資料3-1 「教育に関する大綱」及び「教育振興基本計画」の位置付け
- 資料3-2 次期「教育に関する大綱」の基本的な考え方
- 資料3-3 「教育に関する大綱」と「教育振興基本計画」の関係

県教育振興基本計画推進委員会 委員一覧

(委員長以外 50 音順、敬称略)

氏 名	役 職	専門分野等
矢野 弘典 (委員長)	(一社)ふじのくにづくり支援センター理事長	企業経営
武井 敦史	静岡大学大学院教育学研究科教授	学校教育
田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	行政評価
坪井 則子	(公財)佐野美術館館長	芸 術
藤田 尚徳	株式会社なすび専務取締役	企業経営
松永 由弥子	静岡産業大学スポーツ科学部教授	社会教育

静岡県教育振興基本計画（2022 年度～2025 年度）の 2024 年度評価

1 趣旨

「静岡県教育振興基本計画」（以下「基本計画」という。）について、進捗状況を確認し施策の改善につなげるため、2024 年度の評価を行い、評価書を取りまとめる。

なお、現行の県総合計画が来年度改定されるのに伴い、基本計画も来年度改定する。よって、今回は現計画の最終年度となるため、施策の今後の方向性等を記載し、次期基本計画につなげる評価書構成とする。

また、評価書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条第 1 項により義務付けられている「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等」の報告書を兼ねる。

2 基本計画の概要

- (1) 位置付け 教育基本法（第 17 条第 2 項）に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、県総合計画の分野別計画に位置付けられる。
- (2) 計画期間 2022 年度から 2025 年度まで
- (3) 基本理念 「有徳の人」の育成 ～誰一人取り残さない教育の実現～
- (4) 施策体系

基本方向（大柱）	重点取組（中柱）
第 1 章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現	1 「知性」・「感性」を磨く学びの充実 2 「技芸を磨く実学」の奨励 3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進
第 2 章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現	1 多様性を尊重する教育の実現 2 グローバル・グローバル人材の育成 3 高等教育の充実 4 生涯を通じた学びの機会の充実
第 3 章 社会総がかりで取り組む教育の実現	1 社会とともにある開かれた教育行政の推進 2 地域ぐるみの教育の推進

3 今年度の評価方針

- (1) 評価書作成の基本単位を小柱とする。
- (2) 「目標」の達成に対して特に寄与の大きい「主な取組」について、計画期間中の「主な成果（取組状況）」を示すとともに、次期計画期間に向けた「今後の課題」、「今後の方向性」を示す。
- (3) アウトカム指標である「成果指標」の評価を実施し、「目標」の達成に向けた施策の効果を測るとともに、進捗が遅れている指標については、その要因を分析する。
- (4) アウトプット指標である「活動指標」の推移についても評価を行う。

＜指標の進捗状況の評価＞詳細は別紙参照

○成果指標

進捗状況を 5 段階（目標値以上、A、B、C、基準値以下）で評価する。

○活動指標

進捗状況を 3 段階（◎、○、●）で評価する。

○新型コロナウイルス感染症の影響への対応

新型コロナウイルス感染症の影響について、昨年度も「コロナ影響指標」とした指標のうち、本年度もイベント中止等の客観的事実に基づき、蓋然性が高いと判断できる指標を「コロナ影響指標」として、※を付して明示する。

4 評価の概要

(1) 「主な取組」の評価

概要は、評価書案「2024年度取組状況等」のとおり。

(2) 「指標」の進捗状況

ア 成果指標

章立て	目標値以上	A	B	C	基準値以下	—	計
第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現	4	0	4	3	9	3	23
第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現	4	1	5	6	9	1	26
第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現	2	0	2	0	1	0	5
計	10	1	11	9	19	4	54
	18.5%	1.9%	20.4%	16.7%	35.1%	7.4%	

40.8%

51.8%

イ 活動指標

章立て	◎	○	●	—	計
第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現	17	34	25	7	83
第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現	25	46	19	2	92
第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現	3	12	6	2	23
計	45	92	50	11	198
	22.7%	46.5%	25.3%	5.5%	

69.2%

5 スケジュール

時 期	内 容
11月18日	県教育振興基本計画推進委員会（自己評価の審議）
1月下旬	県教育振興基本計画推進本部（評価書の最終まとめ）
2月	県議会令和7年2月定例会に報告
3月21日	県総合教育会議に報告 →後日、県ホームページで公表

1 成果指標（維持目標以外）

区分	判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未満のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満～「基準値」超えのもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

2 成果指標（維持目標）

評価区分	判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
B	「現状値」が「目標値」の85%以上 100%未満のもの
C	「現状値」が「目標値」の85%未満のもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

3 活動指標（維持目標以外）

区分	進捗状況	判断基準
◎	前倒して実施	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超えのもの
○	計画どおり実施	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
●	計画より遅れており、 より一層の推進を要する	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満のもの

4 活動指標（維持目標）

評価区分	判断基準
◎	「現状値」が「目標値」の115%以上のもの
○	「現状値」が「目標値」の85%以上 115%未満のもの
●	「現状値」が「目標値」の85%未満のもの
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

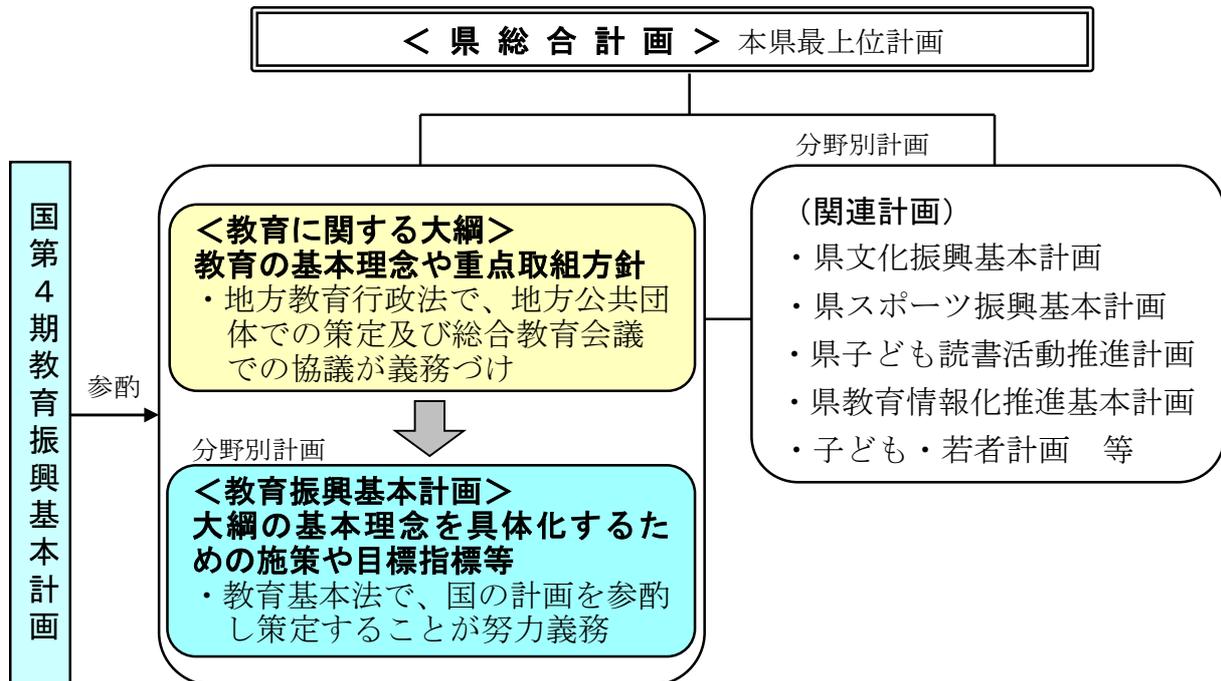
5 複数の数値目標を掲げている指標

評価区分		点数
成果指標	活動指標	
目標値以上	◎	5点
A		4点
B	○	3点
C		2点

平均により
目標全体の
評価を決定
→

評価区分		平均点
成果指標	活動指標	
目標値以上	◎	5.0点
A		4.0点以上 5.0点未満
B	○	3.0点以上 4.0点未満
C	●	1.0点超え 3.0点未満

「教育に関する大綱」及び「教育振興基本計画」の位置付け



＜根拠法令＞

教育基本法第17条

第1項 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

第2項 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3

第1項 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

＜大綱の期間＞

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
後期アクションプラン (2022～2025年度)		前倒し策定	次期総合計画 (2025～2028年度)			
ふじのくに「有徳の人」づくり大綱 (2022～2025年度)		前倒し策定	次期教育に関する大綱 (2025～2028年度)			
静岡県教育振興基本計画 (2022～2025年度)		前倒し策定	次期静岡県教育振興基本計画 (2025～2028年度)			
			国第4期教育振興基本計画 (2023～2027年度)			

次期「教育に関する大綱」の基本的な考え方

1 要旨

次期「教育に関する大綱」(以下「次期大綱」という。)は、次期総合計画と整合を図りつつ、県民や教育関係者に、本県教育の基本理念や取組方針がより分かりやすく伝わる内容とする。

2 次期大綱の基本的考え方

(1) 構成(「基本理念」・「取組方針(教育施策の柱)」)

次期大綱構成	
基本理念	県教育の目標を分かりやすく示すキャッチフレーズ
取組方針 (教育施策の柱)	「基本理念」を実現するため、今後取り組むべき教育施策の大きな方向性を「取組方針」として整理

(2) 基本理念

国教育振興基本計画 ＜総括的な基本方針＞	本県	
	基本理念(案)	考え方
2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 ----- 日本社会に根差したウェルビーイングの向上	新たな社会を創造する人材の育成と社会を生き抜く力を育む教育の実現	<ul style="list-style-type: none"> 本県の持続的発展に向け、予測困難な時代において、本県の未来を切り拓く多様な人材を育成 誰一人取り残さない教育を推進し、社会を生き抜く力を育むことで、全ての人々が自らの夢を実現でき、幸せを実感できる「幸福度日本一の静岡県」を目指す

(3) 取組方針(教育施策の柱)

国教育振興基本計画 ＜基本的な方針＞	本県	
	取組方針(案)	考え方
グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成	新たな社会を創造する力を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自ら課題を的確に捉え、解決につなげる能力とともに、時代の先を読み、新しいことに貪欲に挑戦する気概を持った人材を育成
誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進	多様性を尊重する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 個々の実情や教育ニーズに沿った多面的・総合的な支援を実施 全ての人の可能性を引き出し、個に応じて誰もが活躍でき、自らの力で生き抜くことのできる社会を目指す
地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進	地域ぐるみで取り組む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校、家庭、地域の連携により、魅力ある学校づくりを進めるとともに、郷土愛を持って地域社会を担う人材の育成を後押し

教育DXの推進 ----- 計画の実効性確保のための基盤整備・対話	学びを支える基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> 教育DXを推進し、教員の確保・育成や働き方改革、学びの高度化につなげ、学びを支える基盤を充実 学校施設等の安全安心を確保
---	-------------	---

「教育に関する大綱」と「教育振興基本計画」の関係

静岡県総合計画

次期「教育に関する大綱」

次期「教育振興基本計画」

＜基本理念＞
新たな社会を創造する人材の育成と社会を生き抜く力を育む教育の実現

＜基本方針①＞
新たな社会を創造する力を育む教育の推進

＜第1章＞想定される取組のキーワード
こどもの可能性を伸ばす教育、高度デジタル人材の育成、高校の魅力化・特色化、地域産業を担う人材の育成、国際的な学びの推進（バカロレア教育）、高等教育の充実 など

＜基本方針②＞
多様性を尊重する教育の推進

＜第2章＞想定される取組のキーワード
特別支援教育体制の充実、インクルーシブ教育システムの推進、いじめ、不登校等の未然防止や早期対応、人権教育の推進、私立学校の支援 など

＜基本方針③＞
地域ぐるみで取り組む教育の推進

＜第3章＞想定される取組のキーワード
コミュニティ・スクール導入の推進、新県立図書館の整備、リスキリングの促進、人づくりの推進 など

＜基本方針④＞
学びを支える基盤づくり

＜第4章＞想定される取組のキーワード
教職員の資質向上・働き方改革、AI等の活用による校務の効率化、学校施設等の安全安心の確保 など

